

凡 例

1 集録の範囲

本書は、厚生労働省所管の「令和4年度水道統計調査」を基礎として、一部をその他資料により補完して作成したものである。

2 集録の対象

令和5年3月31日現在における次の水道施設とした。

- 1) 用 水 供 給 : 水道事業者に対し用水(浄水)を供給する事業
- 2) 上 水 道 : 計画給水人口5,001人以上の水道事業
- 3) 簡 易 水 道 : 計画給水人口101人以上5,000人以下の水道事業
- 4) 専 用 水 道 : 現在給水人口101人以上の自家用水道、又は一日最大給水量が20³m³を超えるもの
- 5) 飲料水供給施設 : 現在給水人口50人以上100人以下の給水施設(下記の8)の①及び③の一部)
- 6) 簡易専用水道 : 上水道または簡易水道から水を受け、受水槽の容量が10³m³を超えるもの
- 7) 小簡易専用水道 : 上水道または簡易水道から水を受け、受水槽の容量が5³m³以上10³m³以下のもの、
または、小規模水道から水を受け、受水槽の容量が5³m³以上のもの
- 8) 小規模水道 : 井戸などの自己水源で次のもの
 - ①特定の地域に居住する者に給水する施設(現在給水人口50人以上100人以下)
 - ②建築物を使用または利用する者に給水する施設(利用人口50人以上)
 - ③賃貸借契約を締結した居住者(人数に関係なく)に給水する施設

3 集録の対象期間

年間の実績値については令和4年度(R4.4.1~R5.3.31)の実績とし、その他の項目については令和4年度末現在(R5.3.31)のものとした。

なお、過去の実績値については、原則として平成30年度以降のものを収録しており、それ以前のものについては、過去に発行した「茨城県の水道」(茨城県庁内、行政資料センター備付(過去5年分))を参考にされたい。

4 利用上の注意

本書の表中の数字は、四捨五入による端数を調整しているため、内訳と計は必ずしも一致しない。

用語の定義・説明

- 1 行政区域内人口 茨城県政策企画部統計課の「茨城県の人口と世帯(推計)」(令和5年4月1日現在)による
- 2 計画給水人口 水道事業経営の認可に係わる事業計画において定める給水人口
- 3 現在給水人口 上水道・簡易水道・専用水道(自己水源のみ)の給水人口の合計
- 4 水道普及率(%) =
$$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$$
- 5 年間給水量 給水区域に対して給水した実績水量
- 6 有効水量 使用上有効と見られる水量(有収水量+無収水量)

7 有 収 水 量 有効水量のうち料金徴収の対象となった水量

8 無 収 水 量 有効水量のうち料金徴収の対象とならなかった水量（公園用水、消防用水など）

9 水道水源の区分

- | | | |
|--------|-------|---|
| (1)地表水 | ①表流水 | 河川水の取水を行っているもの |
| | ②ダム水 | ダム直接：ダムから導水路等により直接取水を行っているもの
ダム放流：ダムからの放流水を河川下流で取水を行っているもの |
| | ③湖沼水 | 天然湖等の貯水池から直接取水を行っているもの |
| (2)地下水 | ①伏流水 | 河床、湖床またはその付近の地下を流れている水を取水するもの |
| | ②井戸水 | 浅井戸：第Ⅰ不透水層より表層部の地下水を取水するもの
深井戸：第Ⅰ不透水層より深層部の地下水を取水するもの |
| (3)その他 | ①原水受水 | 浄水する前の原水を受水するもの |
| | ②浄水受水 | 水道用水供給事業から浄水した用水を受水するもの |
| | ③湧 水 | 地下水が地上に湧き出した水を取水するもの |

$$10 \text{ 最大稼働率 (\%)} = \frac{\text{1日最大給水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$$

$$11 \text{ 施設利用率 (\%)} = \frac{\text{1日平均給水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$$

$$12 \text{ ロ ス 率 (\%)} = \left[1 - \frac{\text{年間給水量}}{\text{年間取水量}} \right] \times 100$$

$$13 \text{ 有 効 率 (\%)} = \frac{\text{年間有効水量}}{\text{年間給水量}} \times 100$$

$$14 \text{ 有 収 率 (\%)} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間給水量}} \times 100$$

$$15 \text{ 負 荷 率 (\%)} = \frac{\text{1日平均給水量}}{\text{1日最大給水量}} \times 100$$

$$16 \text{ 供給単価 (\円)} = \frac{\text{給 水 収 益}}{\text{年間総有収水量}}$$

$$17 \text{ 給 水 原 価 (\円)} = \frac{\text{経常費用}^* - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$$

※営業費用と営業外費用を加算したもの

$$18 \text{ 資 本 費 単 価 (\円)} = \frac{\text{減価償却費} - \text{長期前受金戻入} + \text{支払利息} + \text{受水費中資本費}}{\text{年間総有収水量}}$$

19 高料金対策事業

料金が著しく高く、総務省の定める基準以上の水道事業及び水道用水供給事業に対し、財政上の支援措置を講じ、公共サービスとしての水道料金の格差の是正に資する制度。